る市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 C　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数 D　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口 6　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数（以下「市町村譲与基準従業者数」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第二条第一項に規定する各市町村において林業に就業する者の数とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数とする。 7　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（以下「市町村譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。			
十四　地域振興費	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A \times \underline{38.506} + (B \times \underline{3,563.2} + C \times \underline{459.8}) \times \alpha$ ［略］ 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times \underline{4,816}}{A \times \underline{1.74}}$ ［略］	［新設］	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A \times \underline{36.612} + (B \times \underline{3,388.0} + C \times \underline{437.2}) \times \alpha$ ［同左］ 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times \underline{4,720}}{A \times \underline{1.83}}$ ［同左］
［2～4　略］		［2～4　同上］	
5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ		5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ	